

## 安城市立桜林小学校において防災学習を実施

死者2,306人を出した三河地震から64年目を迎えた1月13日(火)、被災地である愛知県安城市立桜林小学校において、防災学習「三河地震被災体験談から学ぶ、わたしたちの防災術」が実施されました。

これは、内閣府が支援する「防災教育チャレンジプラン」に採択された「土地の古老の三河地震被災体験談から学ぶ、地震・災害のしくみと防災のあり方」プランの一環と



体験学習の様子

して、災害対策室が、木村玲欧助教環境学研究科助教を代表とし、歴史災害教訓伝達プロジェクトを立ち上げ、同市の防災課、教育委員会などと協力して進めているもので、今年度3校目の開催となりました。

今回の学習は6年生2クラスを対象に、同校の体育館を会場として2時間にわたって行われました。木村助教の司会のもと、1時間目は、地震災害の実態を学ぶために、1945年の三河地震で被災した鈴木敏枝さん、杵名美代さんの姉妹が、自らの被災体験とそのときの心理などをわかりやすく紹介しました。2時間目には、地域で活動する防災ボランティア「安城防災ネット」の指導のもと、体験談から学んだ「地震の前後にどんなことをすればよいか」について、ワークショップ形式の少人数体験学習を行いました。

近い将来に起こると言われている巨大地震に備えるためには、その時に社会の中核となる子どもたちに対する防災教育や学校を含む地域内・地域間連携の充実が必要です。今回の防災学習を通して、小学校、地域ボランティア、大学が連携した新しい教育プログラムの提案を行い、今後、アンケート結果などをもとにプログラムの改善を図りながら、来年度以降も活動を行っていく予定です。

## 職員のためのセクシュアル・ハラスメント防止研修会を実施

職員のためのセクシュアル・ハラスメント（セクハラ）防止研修会が、12月15日(月)、16日(火)、18日(木)、24日(水)の4日間、主任以下の職員等、掛長以上の管理監督者、医学部附属病院の職員のそれぞれを対象として実施されました。この研修会は、セクハラが人権侵害であると理解し、セクハラを早期に発見し、セクシュアル・ハラスメ



研修の様子

ント相談所について周知すること、また、リスクマネジメントの視点からセクハラ問題を考えることを目的として開催され、4日間で約280名が参加しました。

15日には、セクシュアル・ハラスメント防止対策委員である池田素子総長補佐が大学のセクハラ防止対策体制とセクハラ相談所について説明した後、同相談所相談員からビデオ等を用いた講習がありました。16日には、元松 茂弁護士が「セクシュアル・ハラスメントの実例と法的な問題について」と題して2つのセクハラ事案の概要とその裁判結果について解説を行い、18日には、岩井羊一弁護士が「セクシュアル・ハラスメントを防止する法的義務」と題して管理者としての法的責任、セクハラ防止の義務について講演しました。さらに、24日の研修会では、臨床心理士の加藤淑子旭労災病院非常勤カウンセラーから「職場におけるセクシュアル・ハラスメント対策についてーセクシュアル・ハラスメントのない職場をめざしてー」と題した講演があり、病院におけるセクハラの実例、セクハラ防止に向けた職員の心構え、不快な言動を受けた場合に留意すべきこと、セクハラ認識度チェックシートに基づいたセクハラに対する意識について学びました。